

# 公害防止協定の運用について

芳賀町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日締結した公害防止協定（以下「協定」という。）の運用について、次のとおり締結する。

第1条 協定第1条第2項に定める管理責任者は、別記様式第1号により届出をするものとする。

第2条 協定第3条第1号の有害物質に係る生産工程とは、特定施設（水質汚濁防止法施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる施設）において有害物質（令第2条に規定する物質）を使用する工程をいい、完全クローズド化する生産工程は別紙1のとおりとする。なお、汚水を外部業者で委託処理する場合は、この限りでない。

2 その他の施設における排出水の濃度は、別紙2の不検出値とする。

第3条 協定第3条第2号の常時監視とは、測定が必要と認められる項目について、PH計及び流量計等の一般的な測定計器を設置し、異常の早期発見及び対応のできる監視をいう。ただし、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）による管理等が適当である場合はこの限りではない。

2 工場排水（雨水を除く）の排水口は原則として1か所とし、排出水の観測及び採水が容易にできる構造とする。

3 排出水の測定項目は、別紙3の特定事業場等測定項目基準に基づき測定するものとする。

第4条 協定第3条第5号の取り扱いについては、生産工程からの工場排水のみならず、生活排水についても油水分離層等を設置し処理するものとする。

第5条 協定第4条の特定施設等とは、特定施設が設置された敷地及び建物に係る新設、増設又は改造をいう。

第6条 協定第5条第1項の化学物質とは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条に定める物質をいい、特に毒物及び劇物を含む有害性の物質について適性な管理をするものとする。

第7条 協定第6条第1項の計画書を別記様式第2号により毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

第8条 協定第9条及び第10条第1項に定める報告は、事故発生の際、直ちに口頭で連絡を行うものとする。

2 事故の経過に従い、中間報告を逐次状況の変化に応じて行うものとする。

3 復旧後、速やかに別記様式第3号により事故報告を行うものとする。

第9条 この協定の運用について、疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地  
芳賀町長

乙

## 別紙 1

- ・完全クローズド化する生産工程については次のとおりとする。
- ・完全クローズド化する生産工程については該当しない。

別紙 2

第 2 条第 2 項に定める排出水の不検出値は次の値とする。

また、トリクロロエチレン等についても次の値とする。

(単位：mg/l)

項 目	不検出値
カドミウム及びその化合物	0.001未満
シアン化合物	0.1未満
有機リン化合物	0.1未満
鉛及びその化合物	0.005未満
六価クロム化合物	0.01未満
ヒ素及びその化合物	0.005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005未満
アルキル水銀化合物	0.0005未満
PCB	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.0005未満
四塩化炭素	0.0002未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005未満

※検定方法は「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年号外環境庁告示第 64 号）」による。